

若手アーティストの制作・発表拠点の整備・運営業務 回答

若手アーティストの制作・発表拠点の整備・運営業務にかかる質問につきまして、下記のとおり回答いたします。

●対象・定義

質問①

若手アーティストの定義を知りたい（年齢や活動など）。

回答①

概ね 40 歳以下で、美術、舞台芸術など幅広くアート分野で活動する人を想定しています。

質問②

市外の若手アーティストも対象となるか。

回答②

対象となるアーティストは市内在住者に限定しません。

●物件関係

質問③

若手アーティストの制作・発表以外の用途にも物件を活用することは可能か。

回答③

原則、若手アーティストの制作・発表以外の用途に活用することはできません。

質問④

本事業にて使用する物件については、受託者が契約済み、もしくは運営中の拠点を含めることができるか。

回答④

受託者が契約済み、もしくは運営中の拠点を使用することはできません。

質問⑤

「神戸市が提示する物件」の候補情報等は、契約締結後に提示されるのか。企画提案書の作成段階で事前に情報が共有されるのか。

回答⑤

物件候補の情報については、受託者決定後に受託者に対して共有します。なお、スポンジ化が進む地域の空き家や市営住宅の付帯施設といった既存ストックの活用、都心部の空きスペースなどを想定しています。

質問⑥

企画提案書の提出段階では「候補物件の提示＋選定の考え方の提示」で問題ないか。確定済みの物件情報は必要か。

回答⑥

物件は委託者と協議のうえ決定するため、企画提案書の提出段階では候補等の提示のみで問題ありません。

●費用関係

質問⑦

本事業にて展開するイベント等において、収益が生まれること、またその収益を本事業の活動資金とすることに問題はないか。

回答⑦

イベント等において収益が発生することは想定できますが、本事業で展開した活動による収益はすべて本事業の活動資金に充てるものとしてください。なお、収益が発生する活動に際しては、委託者と事前に協議が必要です。

質問⑧

契約上限額 18,000,000 円について、拠点整備（改修・設備）費と運営費の配分に関する制約や市の想定はあるか。また、既存で活用可能な拠点（大規模改修が不要な物件）については整備費を計上せず運営費のみとすることは認められるか。

回答⑧

整備費は 8,000,000 円、運営費は 10,000,000 円を想定しています。多少の増減は問題ありませんが、事業の継続性の観点から、大幅に増減する計画はご遠慮ください。上記⑦のとおり、イベント等での収益をもって事業に充てるなどでご検討ください。大規模改修が不要な物件について整備費を計上する必要はありませんが、物件は委託者の承認を得て最終決定するため、必ずしも受託者が提案した物件を利用できるとは限らない旨ご留意ください。

質問⑨

本事業の契約期間終了後、補助金に頼らず自立的かつ継続的に拠点を運営していくことは可能か。

回答⑨

本事業は委託事業のため、成果物は神戸市に帰属します。持続可能な事業として今後の運営方法を調査検討することも受託事業者の業務としています。

●その他

質問⑩

「官民支援の受け皿となる組織体（アートプラットフォーム）の調査検討」においては、既存の文化芸術関連団体が必要だと考えているが、現時点で想定している連携しうる既存の文化芸術関連団体はあるか。

回答⑩

基本的には神戸市内の文化芸術関連団体との連携を想定しておりますが、市内には多くの文化芸術関連団体があるため、特定の団体を想定してはいません。公平性の観点から、特定の芸術団体に限らず幅広い団体と関係を築いていただく必要があります。

質問⑪

共同事業体（様式6号）を構成する事業者の一社が拠点整備の施工・改修を担当する場合、は「再委託」に該当するか。共同事業体内の業務分担として扱われるか。

回答⑪

共同事業体のうちの一社が特定の業務を担当する場合については、業務分担の範疇となりますので、再委託には該当しません。